

高知県産材利用推進方針

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第11条第1項の規定に基づき、国が定めた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用推進本部決定）、及び「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」（平成29年3月24日条例第1号）」、及び「高知県環境不動産の建築の促進に関する条例（令和5年3月28日条例第1号）」に則して、県産材の利用推進に必要な事項を定めるものである。

第1 建築物等における木材の利用の促進のための意義

1 木材の利用の促進の意義

本県は、森林面積が県土の約84パーセントを占める日本一の森林県である。県内の人工林は本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を余すことなく活用することが重要になっている。

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っていることから、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが望まれる。

特に、県内の人工林は戦後に植林され、本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を余すことなく活用することが産業振興の面からも重要になっている。

このような現状の中で、県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の活性化を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や中山間をはじめとする地域の活性化に資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物等に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

近年は、強度等に優れた建築用木材であるCLT（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらかわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体や設備、備品類及び土木工事において県産材を利用し、その需要を拡大していくことは、林業の活性化を通じた森林の適正な整備につながり、脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、中山間をはじめとする地域の経済の活性化等に大きく貢献するものである。

第2 建築物等における木材の利用の促進のための施策並びに公共建築物及び公共土木工事における木材利用の目標

1 公共建築物への木材利用の推進

- (1) 県有施設は原則木造とする。その基準は別紙「高知県公共建築物木造化基準」とする。
- (2) 県有施設の内装は原則木質化とする。その内容については、県産材利用推進に向けた行動計画に定める。
- (3) 県有施設の外装や設備・備品類等は木材を積極的に活用する。
- (4) 県有施設において冷暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入を積極的に取り組むものとする。
- (5) (1) から (4) にあたっては、原則県産材を使用するものとし、そのうち、高知県グリーン購入基本方針に定められている重点調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

2 公共土木工事への積極的な木材利用の推進

- (1) 県の土木工事においては、木材利用工法の積極的な採択に努める。
- (2) 県の土木工事のうち木製型枠の使用が適当と認められる別に定める工事においては、木製型枠を使用することとし、その旨を特記仕様書に明示する。
- (3) 県の土木工事においては、看板・バリケード等工事用仮設資材に1種類以上の木製品を使用することとし、その旨を特記仕様書に明示する。
- (4) 上記(1) から(3) にあたっては、県産材を優先使用するものとし、そのうち、高知県グリーン購入基本方針に定められている重点調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たすものとすることを目標とする。
- (5) 新たな工事用木製品の開発及び利用のニーズを把握し、必要に応じて開発の支援を行い木材利用の拡大を図る。

3 民間建築物への木材利用の促進

県は、県内の民間建築物において、木材の利用が促進されるよう、木造建築の普及、木造利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、高知県環境不動産認定制度及び建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

第3 建築物等の整備に要する木材の供給に関する基本的事項

県は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者と連携し、素材生産の合理化、加工体制の拡充、木材の需給に関する情報の共有等を通じて、公共建築物等の整備に必要な木材の安定的な供給体制づくりに取り組むものとする。

第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 木材利用の促進のための体制の整備

- (1) 県は、庁内に設置された県産材利用推進本部において、「県産材利用推進に向けた行動計画」を定め、全庁的なフォローアップ等を行い県産材の利用の促進を図るものとする。
- (2) 庁内関係部局は、市町村や学校法人、社会福祉法人、医療法人等公益団体に対して、県産材を活用した施設の木造・木質化や備品類等の木質化、ボイラー等への木質バイオマスの利用及び土木工事での県産材の積極的な活用を要請するものとする。

2 市町村の取り組みへの支援

市町村が、法第12条第1項に規定する市町村の区域内の「建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、積極的に県産材を利用する場合これを支援するよう努めるものとする。

3 事業者の取り組みへの支援

県は、建築主である事業者が木材の利用を促進するため、建築物木材利用促進協定の活用を図るとともに、同協定に基づく支援を行うものとする。

附則

この方針は、平成23年4月1日から施行する。

平成27年4月1日から施行する。

平成29年4月1日から施行する。

令和 3年4月1日から施行する。

令和 4年4月1日から施行する。

令和 5年12月11日から施行する。

令和 7年4月1日から施行する。

高知県公共建築物木造化基準

公共建築物の整備においては、平成16年の旧高知県産材利用推進方針の制定以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において技術の面等で木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を促進するものとする。

- ① 原則、全ての建築物を木造化の対象とする。
- ② 純木造と比較して混構造とすることが合理的な場合はその採用を検討する。（※1）
- ③ 300m²以上の建築物については、「高知県環境不動産独自基準」（※2）に定める木材利用に努める。
- ④ 機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難である施設（※3）は対象外とする。
- ⑤ 技術の面等で木造化を図ることが困難であると判断される場合は対象外とする。

※1 木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

※2 ア 建築物の延べ面積 1m²当たりの木材利用量（木材利用量m³÷延面積m²）が 0.15m³以上

イ 県産木材利用率（県産木材利用量÷木材利用量）が60%以上

※3 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など

補足

この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。